

2) 第6期湖沼水質保全計画の策定

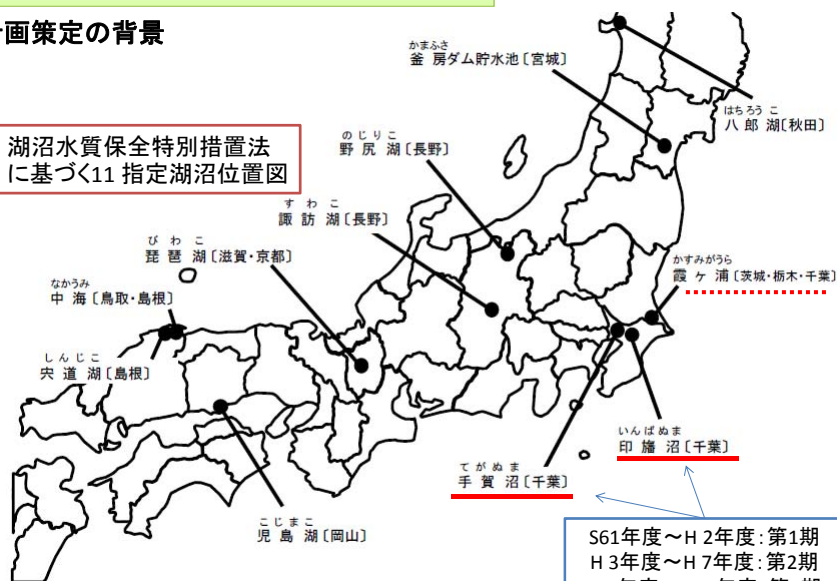
第6期湖沼水質保全計画 の策定

千葉県環境生活部水質保全課

第6期湖沼水質保全計画の策定

計画策定の背景

湖沼水質保全特別措置法
に基づく11指定湖沼位置図



第6期湖沼水質保全計画の策定

湖沼水質保全計画の位置付け

昭和60年12月、手賀沼は「湖沼水質保全特別措置法」により指定湖沼に指定され、同法で定める「湖沼水質保全基本方針」(国が策定)に基づき、県は湖沼水質保全計画を定めなければならない。(法定計画)

湖沼水質保全計画(都道府県知事)

- ・湖沼水質保全計画の計画期間
- ・湖沼の水質保全に関する方針
水質目標(COD, T-N, T-P)
- ・湖沼の水質の保全に資する事業
下水道の整備、浄化槽の整備など
- ・湖沼の水質の保全のための規制やその他の措置
工場等排水対策、生活排水対策など行政指導、啓発等
- ・その他
調査研究や環境学習など

流出水対策推進計画

- ・流出水対策の実施の推進に関する方針
- ・流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること
- ・その他

第6期湖沼水質保全計画の策定

手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)(案)の概要

(1)第6期計画の方針

- ① 生活雑排水の未処理放流を改善するため、生活排水対策等を重点的に推進する。
- ② 湖内の窒素・りんが横ばい傾向であることから、窒素・りんの削減を推進する。
- ③ 面源系の負荷の比率が高いことから、面源対策をさらに推進していく。
- ④ 長期ビジョンを設定し、その達成に向けて、5カ年(平成23年度～平成27年度)における水質等の目標値を設定し、計画的に排出汚濁負荷量を削減する。

(2)長期ビジョンの設定

「水質改善が生物の生息・生育環境を改善し、その生物が水質改善に寄与するという、循環型で持続可能な環境を保全すること」を目標とし、平成42年までに環境基準達成を目指す。

第6期湖沼水質保全計画の策定

手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)(案)の概要

(3)水質目標値の設定

項目	現況(H22)	目標(H27)
COD(75%値)	9.6	8.8
COD(平均値)	8.9	8.2
T-N(全窒素)	2.5	2.4
T-P(全りん)	0.16	0.14

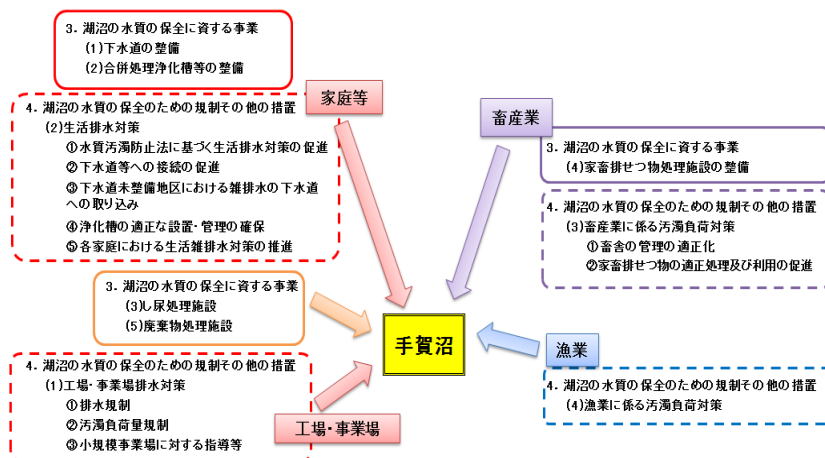
汚濁負荷量削減目標値の設定

	COD(kg/日)		T-N(kg/日)		T-P(kg/日)	
	H22年度	H27年度	H22年度	H27年度	H22年度	H27年度
生活系	869	530	514	353	65.7	44.2
産業系	185	167	122	110	27.6	24.8
面源系	1,959	1,933	625	591	39.2	38.3
合計	3,013	2,629	1,261	1,054	132.5	107.3

第6期湖沼水質保全計画の策定

手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)(案)の概要

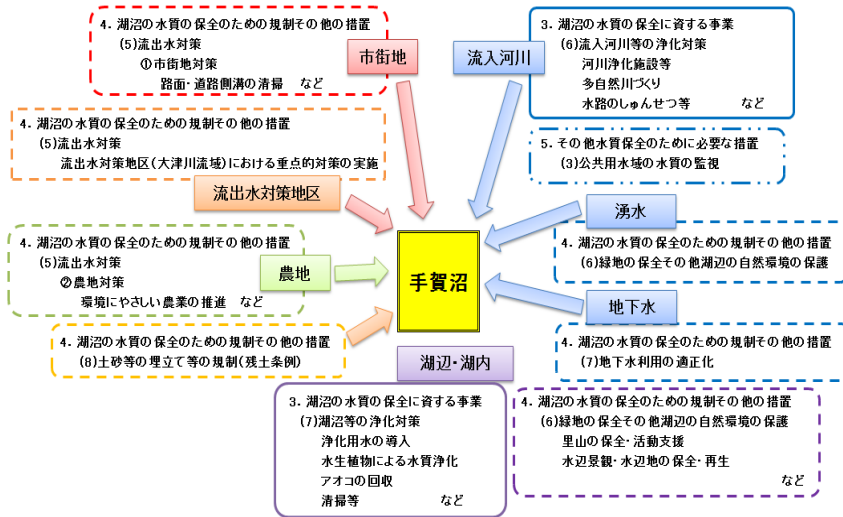
①点源(生活系・産業系)対策に係る事業等



第6期湖沼水質保全計画の策定

手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第6期)(案)の概要

②面源(市街地、田畑等)対策に係る事業等



第6期湖沼水質保全計画の策定

主な対策

ア生活排水対策

下水道の整備・普及、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、高度処理型合併処理浄化槽の整備など生活排水対策を実施する。

		H22年度		H27年度	増
下水道の整備	処理人口	446 千人	→	480 千人	34 千人
	普及率	88.4 %	→	91.8 %	3.4 %
高度処理型合併処理浄化槽	設置基数	560 基	→	948 基	388 基
	使用人口	2.6 千人	→	9.4 千人	6.8 千人

イ工場・事業場排水対策

水質汚濁防止法など法や条例による規制のほか、指導・啓発を実施していく。

ウ面源系対策

・市街地対策

雨水浸透施設の設置(4,235基増)、道路・事業所等透水性舗装の整備(17,092m²増)、路面清掃(733km/年)、市街地等初期雨水浄化対策など

・農地対策

適正施肥の推進、環境にやさしい農業の推進など

・流出水対策地区における重点的対策の実施

湖沼法に基づき、第5期計画から流出水対策地区に指定した大津川流域については、引き続き市街地・農地対策等を重点的に実施していく。

・流域河川、湖沼対策

北千葉導水事業、多自然川づくり(0.67 km増)、水生植物による水質浄化(2箇所)、流域住民等の協力や県・市による清掃活動の実施 など